

2023年11月1日

教職員各位

帝京大学  
学長 冲永 佳史

## 生成 AI の教学面での取り扱いについて

人工知能 (AI) 技術が大きな注目を集めるようになって以来、特に ChatGPT に代表される文章生成 AI を教育分野で有効に活用する方法が、調査・実践を通じて少しずつ共有されるとともに、学生が学習機会を喪失することへの懸念等の課題についての議論も継続して進められています。

本学における生成 AI に対する取り扱いの方針は、4月24日に「ChatGPT 等の生成系 AI 利用への対応について」と題する第1報でお知らせしました。その後の動向と、7月13日付で文部科学省より大学・高専に周知された「大学・高専における生成 AI の教学面の取扱いについて\*1」に基づき、第2報として、本学における生成 AI の教学面での取り扱いの方針を以下の通りお知らせします。

### 【基本方針】

レポートや学位論文等の課題は、学生が自身の考えに基づき、自身で作成し、自身が責任を負うことが前提です。生成 AI の出力そのものを課題の成果物として直接使用すると、学生は重要な学習機会を喪失してしまうことになります。このような生成 AI の使用は不適切であり、第1報でお知らせした方針と同様に、認められません。

一方で、生成 AI のような技術を適切に利活用し、雑務を省力化したりアイデア生成の補助を受けたりすることは、問題解決の効率化や学習効果の向上につながります。このような技術の利用は、ウェブにおける情報検索と同様に、今後の社会において不可欠となることが想定されます。生成 AI の利用を一律に禁止することは現実的ではなく、適切かつ効果的な範囲で教育・学習活動に取り入れることも検討する必要があります。

そのためには、生成 AI の性質と技術的な限界を教員・学生がともに理解しておく必要があります。その上で教員は、担当する授業において生成 AI の利用を認めるか否かと、認める場合は利用可能な範囲と利用のルールを明らかにする必要があります。学生は、教員の指示に従って利用し、不明な点があるときは教員と十分に相談することを原則とします。

### 【現段階での留意事項】

#### ○ 生成 AI の性質と技術的な限界

ChatGPT に代表される文章生成 AI は、多量の文章データからの学習によって構築された言語モデルを用いて、人間が書いたような、自然な文章を生成することができます。モデルの元データ中に多様な知識が存在するため、何らかの知識が必要な質問にも適切に答えられる場合があります。ただ正しい知識を供与する目的で設計されたシステムではないため、モデルに存在しない、誤った知識を作り出すこと\*2 もあります。誤った知識を含む文章が出力されても、システムは誤りと判定することはできず、もっともらしく

説明してしまうため、その分野の専門家でないとい誤りと判断できない場合があります。

生成 AI は問題を解く、文章を要約する、翻訳するなど、様々なタスクを実行できる点も驚くべきことです。ただし問題を解くといっても、それぞれの問題に合わせた適切な解法手続きを適用して解を導くシステムではありませんので、正しく解けない場合もあります。

生成 AI の出力は、入力する指示文（プロンプトと呼ばれます）に加える情報によって大きく変化します。とりわけ専門性の高い問題解決に利用する際には、プロンプトの作成と出力の適切さの評価において、各分野の専門知識が要求されることとなります。

現在（2023年9月時点）の ChatGPT のモデルは、2021年9月までに作成されたデータに基づいて構築されています。そのため、それより後の出来事についての知識は持っていません。生成 AI のモデルは、常に最新のデータに更新し続けているわけではありません\*3。

#### ○ 成績評価における方針

基本方針で述べたように、学生が生成 AI の出力そのものを課題の成果物として直接使用することは不適切であり、認められません。レポートのみでは成績評価が難しい可能性があることを認識して、試験会場でのペーパーテストなど代替手段を考慮することも一案です。

#### ○ 課題において利用を認める場合の考え方

授業の課題において生成 AI の利用を認める場合は、利用した旨と、利用の方法（利用したツールの名称、利用箇所、ツールへの入力とツールからの出力）を明記するよう、教員から学生に指示を与える必要があると考えられます。これは、ウェブで検索した資料の内容を引用した際、引用箇所を明示した上で、出典情報を記載することと似たルールと行うことができます。

なお、ある文章が生成 AI によって生成されたものか否かを判定するツールが存在しますが、このような判定を正確に行うことは困難で、ツールの判定を過信すべきではありません。

#### ○ 教育・学習活動における利用方法の例と注意点

「大学・高専における生成 AI の教学面の取扱いについて」では、生成 AI の有効な利用場面として学生の主体的な学びの補助・支援、その例としてブレインストーミング、論点の洗い出し、情報収集、文章校正、翻訳やプログラミングの補助等を挙げています。

利用を認める際には、学習において本質的な活動を生成 AI が代替してしまうことがなく、学生が最も本質的な活動に割り当てる労力を増やす補助的な役割に留まるよう、利用範囲に注意することが必要です。とりわけ語学等では、文章校正や翻訳への利用が知識やスキルの獲得に貢献せず、学習活動が単なる作業の完成になってしまう恐れがあります。

授業で利用させる際には、その前にご自身で確認してみることをお勧めします。単純に用語の定義を問う質問をプロンプトとして入力すると、生成 AI は適切な回答を出力できるかもしれませんが。一方、授業で説明を受けたり教科書を読んだりした「文脈」を前提とする質問に対しては、（文脈を補う情報をプロンプトに加えないと）生成 AI は関係のない情報を出力する場合があります。学生に対し、生成 AI から適切な出力が得られない例をデモンストレーションしてみせた上で、注意喚起を行うことも有効です。

生成 AI の有効な使い方や生じうる問題点について、学生に具体的・体験的に理解させるような授業を行う事も望まれます。

○ 機密情報と個人情報についての注意点

生成 AI は、入力された情報を蓄積する場合があります。一般的なセキュリティ上の観点\*4 から、また個人情報保護の観点\*5 から、未発表の論文・研究成果、入試に関する情報、機密情報、個人情報等を生成 AI に入力しないようにしてください。

生成 AI によっては、入力された情報を学習データとして送信するか否かの設定項目を持つ場合がありますので、このような設定項目をオフにして利用することを検討してください。

○ 著作権についての注意点

生成 AI に何らかの創作物を作成させると、他者の著作物と同一または類似したものが出力される可能性があります。そのようなものが出力されても、授業の範囲内での利用は（著作権第 35 条により著作者の許諾なしで）可能です。ただし、そのようなものを SNS にアップロードする場合等は、著作者の許諾が必要になります。

\*1 文部科学省（2023）. 大学・高専における生成 AI の教学面の取扱いについて [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/2023/mext\\_01260.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2023/mext_01260.html) (2023 年 9 月アクセス)

\*2 ハルシネーション(Hallucination、人工知能の幻覚という意味)と呼ばれますが、これは生成 AI が用いる手法の特徴で、例えば写真中で隠れて見えない箇所の像を推定して作るような技術の基にもなっています。

\*3 ウェブの情報検索エンジンと連動して最新の情報を提供する生成 AI も存在しますが、新しいデータをモデルに逐次追加することは基本的に行われません。生成 AI が用いる手法の原理では、新しいデータに対応するためにはモデルを新たに構築し直す必要があります。

\*4 デジタル庁の「生成 AI サービスの利用に関する注意喚起等について」（2023 年 5 月 8 日）において、この考え方が示されています。

<https://www.digital.go.jp/councils/social-promotion-executive/councils/191f444c-37fe-4c38-9909-09d9ccdb23af> (2023 年 9 月アクセス)

\*5 個人情報保護委員会の「生成 AI サービスの利用に関する注意喚起等について」（2023 年 6 月 2 日）において、注意点が説明されています。

<https://www.ppc.go.jp/news/press/2023/230602kouhou/> (2023 年 9 月アクセス)

(参考) <https://edulab.t.u-tokyo.ac.jp/chatgpt-ai-resources/> (2023 年 10 月アクセス)

(注) 本学ではいままで、生成系 AI という表記でしたが、文科省の通知に従って生成 AI とします。